

ふるさと海岸に係る利用上の注意事項

皆さんが気持ちよくいられるよう、ルールを守って使用しましょう。

1 ふるさと海岸内での禁止行為

- ① 泳いではいけません。
(水遊び程度は可能ですが、危険ですので海の沖側に入らないでください。)
- ② 砂浜部分以外でバーベキュー、花火などの火気を使用してはいけません。
(コンクリート部分で火気を使用すると施設が傷みますのでおやめください。)
- ③ 施設を損傷させる可能性のある行為はしないでください。
(施設を損傷させた場合、原因者に原状回復をしていただきます。)
- ④ テントなどを設置しての宿泊はしないでください。
- ⑤ 海藻などを採ったり、施設を干場として使用しないでください。
- ⑥ 釣りはしないでください。
(小さな子供も海岸を利用しますので、危険な行為のため禁止しています。)
- ⑦ その他、騒音を出すなど近隣住民や他の利用者に迷惑のかかる行為はしないでください。

- 2 ごみは持ち帰りましょう。
(ふるさと海岸はごみを捨てる場所を設置していません。)

- 3 土地や水域を占有しようとするときは管理者の許可が必要です。
(イベント等で利用される場合にはご連絡ください。)

